

根室市議会における議会改革の経過と内容について

(議会改革の経過)

- ・これまでの議会運営の活性化、効率化など、議会の自己改革に努めてきたが、地方分権時代を迎え、議会としての機能を十分発揮できる議会改革を推進することが必要であると認識し、平成21年12月18日、「根室市議会改革調査等特別委員会」を設置した。
- ・委員会活動として、これまで「講演会」と「市民との意見交換会」を開催するとともに、委員会を「議会と市民との関係」と「議会と行政の関係」の2つの小委員会に分けて意見の集約を図るなど、これまで小委員会等における審議を含め89回の委員会を開催し、議会改革の推進について審議を重ねてきた。

(議会改革の内容)

1. 議員定数の削減について

○議員定数は、次の一般選挙から2名削減し、18名とする。

【平成24年8月20日委員会決定】

【平成24年9月28日議決】

2. 政務活動費の使途状況の公開等について

○政務活動の範囲を拡大。

(北方領土対策活動費や要請・陳情活動費などを新設)

○政務活動費を「年額10万円」から「年額24万円」に増額。

○政務活動費の使途の透明性の確保や適正な運用を期するため、議員の使途に対する説明責任と併せ、その使途状況の公表の実施と閲覧を行うことができる。

【政務活動範囲の拡大 平成24年12月17日議決】

【政務活動費の増額 平成25年6月21日議決】

【使途状況の公表等 平成25年6月13日委員会決定】

3. 「議会基本条例」の制定について

○議会基本条例とは、議会の基本理念や基本方針など、議会に関する基本的事項を定めるもの

これまでの議会改革に加え、地方分権の進展を受けて、さらなる改革をめざす。

○議会基本条例制定の動き

平成 21 年 12 月	根室市議会改革調査等特別委員会を設置。 「講演会」や「市民との意見交換会」の開催や69回にわたり会議を開催し、条例案に対する意見募集の実施など行い最終案をまとめた。
平成 24 年 12 月	条例制定案を全会一致で可決

○他の自治体議会における議会基本条例制定状況

- 平成 23 年 12 月 31 日現在、全国 158 市自治体において議会基本条例が制定済。
- 北海道内では、旭川市議会、釧路市議会、帯広市議会、名寄市議会、三笠市議会、登別市議会の 6 市議会で制定済。

○議会基本条例の内容

1. 市民と議会の関係 (第 4 条～第 6 条)

<p>「市民との情報共有」</p> <p>議会活動について積極的に情報を公開し、市民等との情報共有に努める。</p> <ul style="list-style-type: none">○議会内の会議を原則公開。○懇談会等を開催し、市民の意見を反映。○議会活動について、市民等に対し報告を行う場の設置による情報の提供・共有。○議会活動に関する情報、一般質問等の情報を市民に定期的に公表する。○多様な広報手段を活用して、議会広報活動の実施。 <p>【議会報告会を年 1 回以上開催】</p> <p>【平成 24 年 8 月より議会だより発行】</p>
--

<p>「市民参加の推進」</p> <p>議会における討議に市民意見を反映させる仕組みを構築する。</p> <ul style="list-style-type: none">○本会議、各委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用。市民の専門的、政策的識見等を議会の討議に反映。○請願及び陳情の審査にあたり、紹介議員又は請願者からの説明、意見聴取。○議員提案条例等に関し、パブリックコメントの実施等による市民意見の反映。
--

2. 行政と議会の関係 (第 7 条～第 11 条)

<p>「一問一答方式の導入」</p> <ul style="list-style-type: none">○本会議、委員会における質問、質疑において、論点や争点を明確にするため、一問一答方式を導入。○本会議では、一括質問一括答弁方式と併せて実施。○本会議における部長答弁を可能とする。
--

「反問権の導入」

- 本会議における質問や委員会における質疑において、市長等から議員への反問（逆質問）を可能とする。
- 質問趣旨の確認にとどまらず、議員の考え方や対案の提示を求める反論も含まれる。

「政策提案の説明要求」

- 市長等が議会に対して重要な政策、計画、事業等を提案するときは、議会での審議に必要な情報として、背景、効果、総合計画における整合性、関係する法令や条例との関係、実施にあたっての財源や将来にわたっての費用といった事項について、説明を市長等に求める。
- 市長が予算案、決算を議会に提出するときは、議会は施策別、事業別の説明資料の作成について、市長に求める。

「地方自治法第96条第2項の議決事件の追加・拡大」

- 市政全般にわたり重要な計画等について、議会と市長等執行機関がともに、計画的かつ市民の視点にたった透明性の高い市政の運営に資するため、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件の追加を積極的に活用する。
- 財産の取得又は処分の議決金額を「3千万円」から「2千万円」に変更。
- 新たに議決とする計画として、4計画を追加。
 1. 「根室市総合計画基本構想・基本計画」
 2. 「根室市耐震改修促進計画」
 3. 「根室市障がい者福祉計画」
 4. 「根室市高齢者保健福祉計画」

「採択請願への対応」

- 議会が採択した請願のうち、市の事務に関わるものについて、市長等が請願趣旨の実現に努めるとともに、実現に向けた対応の経過等を議会へ報告しなければならない。

「文書質問」

- 議員は、議会期間中を除き、文書により市長等に対して質問を行うことができる。
- 質問内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、質問書に具体的に記載する。
- 質問書は、議長を経由して市長等に送付し、市長は速やかに回答するものとする。
- 根室市情報公開条例に規定する「不開示情報」は、答弁の対象としない。
- 質問書・答弁書については、写しを議会事務局で保存するとともに全議員に配布することで、議会内の情報共有を図る。また、市議会ホームページ等で公開する。

3. 議会の組織体制等 (第12条～第19条)

「議員間討議の活性化」

議員間での討論を活性化し、集約された意見から政策立案・政策提言を行う。

- あらゆる会議において、議員間での討議を中心とした会議の運営、意見集約。
- 議員間討議を尽くし、意見集約がなされた内容について、政策提言・条例制定
- 議会活動や政策の重要案件への参考とするため、学識経験者等による調査の活用。
- 議員の政策立案能力・政策提言能力向上を目的とした積極的な研修の実施。

「通年議会」 (定例会を年1回とし、会期を通年に)

○導入前：議会の閉会中は、市長が臨時会を招集、付議事件の審査

●導入後：9月から翌年の8月までの約1年を通して議会が開会。

休会中の場合、災害等の突発事件や緊急性のある課題、これまで地方自治法第179条第1項により専決処分を行っていた議決事件は、原則として議長の権限で緊急議会を開催し、審議することになる。

●通年議会の実施により用語が変わります。

「開会議会」

定例会の招集により、最初に開く議会。(これまで9月臨時会)

会期決定、正副議長選挙、常任委員会委員等の選任等を実施。

「定例月議会」

9月、12月、3月、6月に定例的に開く会議。(これまでの各定例会)

一般質問を実施。(3月は代表質問も行う)市長提案議案審議、委員会審査(決算議案は9月、当初予算議案は3月)等を実施。

※各議会の名称は、議会期間ごとに、招集された日又は議会を開く日の属する月を冠して呼称する。

(例)平成25年9月開会議会、平成25年9月定例月議会、平成25年〇月緊急議会

「緊急議会」

定例月議会以外に緊急に必要なが生じた際を開く会議。(これまでの臨時会)

「閉会議会」

閉会に際し、必要に応じて開く会議。

「議会期間」

上記の議会の開催する期間。(これまでの会期)

「休会」

これまでの閉会中に相当する。議長の権限で本会議を、委員長権限で委員会を開催できる。

●**所管事務調査について**

導入前：開会中の委員会における所管事務調査又は閉会中継続調査として、特定の課題についての調査研究を実施。

導入後：約1年間の会期を通じ、委員会所管部局の事項に関する調査研究を実施。
(議会期間中は付託議案及び請願の審査を優先する)

※調査の日程は、あらかじめ市長等執行機関と十分に協議の上決定。

※市長等執行機関の出席は最小限にとどめるとともに、委員間討議に努める。